

庶務諸給与事務

(1) 通勤手当の誤り

| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 | | | | | | |
|-----------------|---|--------------|-------|------------|-----------------|---------|--------------|--|--|
| 東大阪支援学校 | <p>平成29年4月に6箇月分を支給した通勤手当について、病気休暇に伴い通勤しなかった期間の精算事務（戻入）が行われず、過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="566 611 1495 751"> <thead> <tr> <th>支給対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>精算（戻入）すべき額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年4月から同年9月まで</td> <td>87,927円</td> <td>（9月分）14,654円</td> </tr> </tbody> </table> | 支給対象期間 | 既支給額 | 精算（戻入）すべき額 | 平成29年4月から同年9月まで | 87,927円 | （9月分）14,654円 | <p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【職員の給与に関する条例】 （通勤手当） 第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 （支給対象期間） 第4条 条例第14条第2項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降6箇月の期間とする。ただし、これにより難しい場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。 （支給方法等） 第18条 条例第14条第1項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。（以下略） 第20条 条例第14条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略）</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則の運用について】 第4条関係 1 人事委員会が定める日は、毎年度4月1日及び10月1日とする。</p> | <p>過払いとなっていた通勤手当について、戻入した。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p> |
| 支給対象期間 | 既支給額 | 精算（戻入）すべき額 | | | | | | | |
| 平成29年4月から同年9月まで | 87,927円 | （9月分）14,654円 | | | | | | | |

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年1月30日）